

世界のサイフ

追加型投信／海外／債券



ファンドの概要

設定日：2006年12月15日 償還日：2031年10月10日
 決算日：原則毎月12日 収益分配：決算日毎（第2期以降）

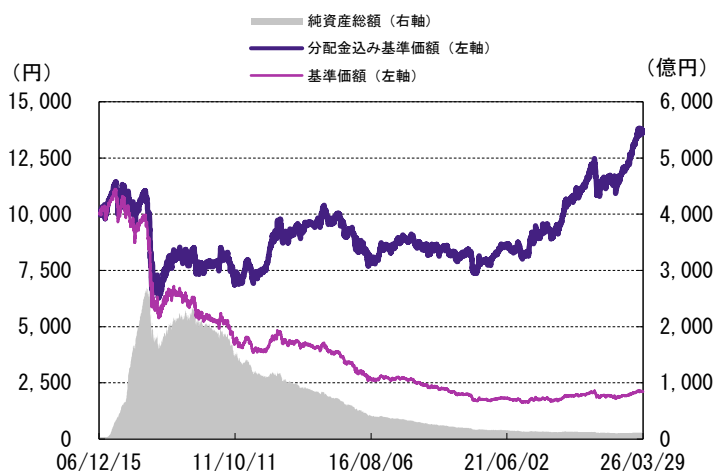
【ファンドの特色】

1. 原則として高金利の10通貨を選定し、当該通貨建ての短期債券などに投資します。
2. 原則として、毎月、安定した収益分配を行なうことをめざします。

運用実績

※このレポートでは基準価額および分配金を1万口当たりで表示しています。
 ※当レポート中の各数値は四捨五入して表示している場合がありますので、それを用いて計算すると誤差が生じることがあります。
 ※当レポートのグラフ、数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

<基準価額の推移>



※分配金込み基準価額は、当ファンドに分配金実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意下さい。

※基準価額は、信託報酬（後述の「手数料等の概要」参照）控除後の値です。信託報酬の詳細につきましては、後述の「手数料等の概要」をご覧ください。

<資産構成比率>

| | |
|-------------------|-------|
| マルチカレンシーファンド クラスB | 98.6% |
| マネー・マーケット・マザーファンド | 0.1% |
| 現金・その他 | 1.3% |

<分配金実績（税引前）と決算日の基準価額>

| | 設定来合計 | 直近12期計 | 25-4-14 | 25-5-12 | 25-6-12 | 25-7-14 | 25-8-12 |
|------|---------|----------|----------|----------|---------|---------|---------|
| 分配金 | 7,310円 | 120円 | 10円 | 10円 | 10円 | 10円 | 10円 |
| 基準価額 | - | - | 1,811円 | 1,871円 | 1,891円 | 1,937円 | 1,931円 |
| | 25-9-12 | 25-10-14 | 25-11-12 | 25-12-12 | 26-1-13 | 26-2-12 | 26-3-12 |
| 分配金 | 10円 | 10円 | 10円 | 10円 | 10円 | 10円 | 10円 |
| 基準価額 | 1,950円 | 1,983円 | 2,022円 | 2,064円 | 2,112円 | 2,106円 | 2,134円 |

基準価額：2,106円
 純資産総額：111.50億円

<基準価額の騰落率>

| 1カ月 | 3カ月 | 6カ月 | 1年 | 3年 | 設定来 |
|--------|-------|--------|--------|--------|--------|
| -0.90% | 2.30% | 10.60% | 17.26% | 44.78% | 36.16% |

※基準価額の騰落率は、当ファンドに分配金実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意下さい。

<基準価額騰落の要因分解>

| | |
|-------------|--------|
| 前月末基準価額 | 2,135円 |
| 当月お支払いした分配金 | -10円 |
| 為替 | |
| コロンビアペソ | 11円 |
| イギリスポンド | 0円 |
| ニュージーランドドル | -4円 |
| ハンガリーフォリント | -9円 |
| メキシコペソ | -7円 |
| オーストラリアドル | -2円 |
| アメリカドル | 3円 |
| ノルウェークローネ | 0円 |
| チリペソ | -13円 |
| ポーランドズロチ | -5円 |
| 債券要因 | |
| インカムゲイン | 6円 |
| キャピタルゲイン | 3円 |
| その他 | -2円 |
| 当月末基準価額 | 2,106円 |

※上記の要因分解は、概算値であり、実際の基準価額の変動を正確に説明するものではありません。傾向を知るための参考値としてご覧ください。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を深めていただくことを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

世界のサイフ

マルチカレンシーファンド クラスBのポートフォリオの内容

※アモーヴァ・アセットマネジメント・UKリミテッドより提供された情報です。

<通貨別構成比>

| | |
|------------|-------|
| コロンビアペソ | 13.2% |
| メキシコペソ | 11.7% |
| ポーランドズロチ | 11.2% |
| ハンガリーフォリント | 10.8% |
| チリペソ | 10.5% |
| オーストラリアドル | 9.2% |
| イギリスポンド | 8.6% |
| ノルウェークローネ | 8.4% |
| アメリカドル | 8.2% |
| ニュージーランドドル | 8.2% |
| その他 | 0.0% |

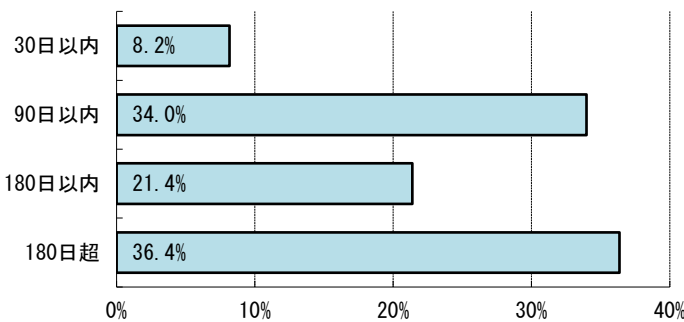
※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。
※その他は円などです。

<格付別構成比>

| | | |
|------------|-------|-------|
| 短期金融 商品 | P-1 | 67.7% |
| | P-2 | 0.0% |
| | P-3以下 | 0.0% |
| | 平均格付 | P-1 |
| 債券 | Aaa | 21.7% |
| | Aa | 10.4% |
| | A | 0.0% |
| | Baa以下 | 0.0% |
| | 平均格付 | Aaa |

※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。
※格付はMoody's、S&Pのうち、高い格付を採用しています。
※短期金融商品はコマーシャルペーパーや短期のソブリン債などです。
※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。

<残存別構成比>



※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。
※変動利付債は次回利払い日までの日数で計算しています。

<公社債種別構成比>

| | |
|------------|-------|
| ソブリン債 | 53.0% |
| 社債・その他 | 46.9% |
| 社債 | 35.7% |
| ABS | 0.0% |
| コマーシャルペーパー | 11.2% |
| その他 | 0.0% |

※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。
※ソブリン債は国債、政府機関債、政府保証債、国際機関債などです。

<ポートフォリオの特性値>

| | |
|----------------|-------|
| ポートフォリオの最終利回り | 5.59% |
| ポートフォリオの平均残存日数 | 149日 |
| 組入債券の銘柄数 | 18銘柄 |

※最終利回りは、個別債券および短期金融資産について加重平均したものです。
※最終利回りは、債券および短期金融資産を満期まで保有した場合の利回りです。将来得られる期待利回りを示すものではありません。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を高めることを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

世界のサイフ

運用コメント

※運用方針等は作成基準日現在のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

◎市場環境

【オーストラリア】

オーストラリアドルは円に対して下落しました。オーストラリア準備銀行（RBA）が政策金利を引き上げ、また追加利上げ観測が強まったことなどがオーストラリアドルの支援材料となったものの、日本の財務大臣の発言などを背景に日本政府・日銀による円買いの為替介入が警戒されたことや、オーストラリアの失業率が上昇したことなどから、オーストラリアドルは円に対して下落しました。

【アメリカ】

アメリカドルは円に対して上昇しました。日本の財務大臣の発言などを受けて日本政府・日銀による円買いの為替介入が警戒されたことなどが円の上昇要因となったものの、米国とイスラエルによるイランへの攻撃を背景とする地政学的リスクの回避などを目的に、基軸通貨であるアメリカドルを買う動きが強まったことや、中東産エネルギー輸送の要衝であるホルムズ海峡をイランが事実上封鎖したことなどから原油価格が上昇し、エネルギーの多くを輸入に頼る日本の貿易赤字が拡大すると懸念されたことなどから、アメリカドルは円に対して上昇しました。

【メキシコ】

メキシコペソは、リスク選好心理が世界的に悪化したことから、対円で下落しました。2月の総合消費者物価指数（CPI）の上昇率は前月から加速し、サービス部門の持続的な圧力により、コアCPIの上昇率は依然として高水準にあります。こうしたなか、メキシコの中央銀行は0.25%の利下げを実施したものの慎重な姿勢を示し、さらなる金融緩和の実施はインフレ率が目標に収束しているという明確な兆し次第であるとの見方を示しました。

【チリ】

チリペソは、世界的なリスク選好心理の悪化が新興国通貨の重しとなるなか、対円で下落しました。国内のファンダメンタルズ（基礎的条件）は比較的安定しており、2月の総合消費者物価指数（CPI）の上昇率は前年同月比2.4%と、チリの中央銀行の目標に近い水準を維持しています。通貨安により輸入インフレへの影響が強まり、追加の金融緩和余地が狭まっていることから、市場では政策金利の据え置きが予想されています。

【イギリス】

イギリスポンドは円に対して上昇しました。中東産エネルギー輸送の要衝であるホルムズ海峡をイランが事実上封鎖したことなどから原油価格が上昇し、エネルギーの多くを輸入に頼る日本の貿易赤字が拡大すると懸念されたことや、原油価格の上昇に起因するインフレ懸念の高まりを受けてイングランド銀行（BOE）による利下げ期待が後退したことなどから、イギリスポンドは円に対して上昇しました。

【ニュージーランド】

ニュージーランドドルは円に対して下落しました。日本の財務大臣の発言などを背景に日本政府・日銀による円買いの為替介入が警戒されたことや、ニュージーランドの国内総生産（GDP）が市場予想を下回ったことなどを受けて、ニュージーランドドルは円に対して下落しました。

【ノルウェー】

ノルウェークローネは円に対して上昇しました。米国とイスラエルによるイランへの攻撃に対して、イランが軍事的反撃とともにエネルギー輸送の要衝であるホルムズ海峡を事実上封鎖したため、原油価格が上昇し産油国通貨であるノルウェークローネが買われた一方で、エネルギー輸入国の通貨である円は貿易赤字の拡大懸念などから売られ、ノルウェークローネは円に対して上昇しました。

【コロンビア】

コロンビアペソは、政治面のリスクが緩和したことから、新興国通貨のなかでも特に堅調な動きをみせ、対円で上昇しました。選挙結果が明確化したことで極端な政策転換への懸念が後退し、インフレ率は依然として高水準にあるものの、同国通貨は底堅さを示しました。地域内と比較すると物価上昇圧力は依然として強いものの、政治情勢の見通しが改善したことで、全般的なリスク回避姿勢や逆風が打ち消されました。

【ポーランド】

ポーランドズロチは、地政学的リスクによって追加の金融緩和が見通しにくくなるなか、対円で下落しました。ポーランドの中央銀行は、足もとの総合消費者物価指数（CPI）の上昇率が緩和傾向にあることを背景に、政策金利を0.25%引き下げて3.75%としましたが、外部の不確実性の高まりにより追加利下げ余地が大幅に狭まったとの見解を示しました。同国政府は、原油価格の上昇に対処すべく一時的に燃料価格の上限を設定し、エネルギー価格の上昇圧力が続く場合には、さらなる調整を行なう用意があることを示唆しました。

【ハンガリー】

ハンガリーフォリントは、市場のボラティリティ（変動性）が世界的に高まり、欧州新興国のなかでハンガリーの資産が特に打撃を受けるなか、対円で下落しました。ハンガリーの中央銀行は、政策金利を6.25%に据え置き、外部リスクが高まるなかで金融緩和サイクルを一時停止しました。2月の総合消費者物価指数（CPI）の上昇率は前年同月比1.4%と前月から減速しましたが、同中銀は金融市場の安定への配慮と地政学的な不確実性を理由に追加利下げには慎重な姿勢をとるべきだと強調しました。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を高めることを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

世界のサイフ

運用コメント

※運用方針等は作成基準日現在のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

◎運用概況

当ファンドでは、高い収益を得ることを目的としながら、格付けの高い金融商品に幅広く投資しています。当ファンドの基準価額（分配金考慮後）は、前月末比で下落しました。多くの投資対象通貨が当ファンドの基準通貨である日本円に対して下落しました。一方、保有債券からの受取利息と保有債券の価格上昇が当ファンドのリターンに寄与しました。

当ファンドでは半期毎に定例のレビューを実施しています。3月末に実施したレビューでは、ニュージーランドドルからカナダドルに切り替えることを決定しました。保有資産の変更は、4月から反映されます。

カナダは、エネルギー輸出収入の急増によってコモディティ取引条件が改善しており、より高いマクロ経済の耐性を備えた状態で最近のエネルギーショックを迎えました。これとは対照的に、ニュージーランドでは経済成長見通しが大きく悪化しており、燃料価格の上昇が家計消費を圧迫し、労働市場の低迷が続いています。このようなマクロ経済の勢いの乖離は、為替市場の動向にとって重要な意味を持ちます。主要なエネルギー輸出国であるカナダは、原油価格の上昇に対する緩衝材を有しており、対外収支を支えるとともに、為替市場の安定性を強化します。一方、ニュージーランドは、輸入インフレの上昇や厳しい経済成長見通しに直面しており、国内経済の弱含みが投資家心理を損なうことで、ニュージーランドドルの下振れリスクが高まっています。金融政策面では、堅調な経済と対外収支の改善を反映して、カナダ銀行は慎重ながらもバランスの取れた姿勢をとっています。一方、ニュージーランド準備銀行（RBNZ）は、経済成長が落ち込んでいるにもかかわらずインフレ圧力が高まっているという難しい状況に直面しています。

◎今後の見通し

米国では、供給ショックが経済成長にマイナスの影響を及ぼすなか、景気減速が続く状況にあります。米国とイスラエルによる対イラン軍事作戦とイランによるホルムズ海峡の実質的な封鎖を受けて、原油価格が上昇しました。ペルシャ湾岸地域のガスや石油生産施設へのミサイルやドローン攻撃により液化天然ガスや原油の供給がイランとの軍事衝突前の水準まで回復するには数年を要するとみられています。米国は純エネルギー輸出国であり、中東情勢によるエネルギー危機の影響を比較的受けにくいとされていますが、米国のガソリン価格は上昇しており、家計の実質可処分所得を圧迫し、インフレ率の加速が懸念されています。地政学的リスクは短期的にドル高要因となっていますが、市場は中東情勢の激化が限定的にとどまるという前提を依然として織り込んでいます。米国の経済指標では、景気減速の可能性を示唆する内容がみられますが、リセッション入りを示唆する内容ではありません。しかし、エネルギー価格の上昇が企業景況感を圧迫しています。雇用がさらに弱含めば、米国の労働市場はリスクにさらされることになり、米国連邦準備制度理事会（FRB）は対応を迫られることになるでしょう。FRBは3月の米国連邦公開市場委員会（FOMC）で政策金利を据え置くことを決定しました。パウエルFRB議長は、関税政策やエネルギーショックを一時的な物価の押し上げ要因と位置づけており、金融政策は供給ショックへの対応手段としては適していないとの認識を示しています。市場では、中東情勢の緊迫化を受けて2026年末のターミナルレートの見通しが上方修正されました。その後、トランプ米大統領が、イラン軍事作戦を数週間以内に終了して撤退する計画を発表し、あわせてイランの核脅威の排除に関する見解を示したことを受けて、利上げの可能性が一時後退しました。

欧州では、欧州中央銀行（ECB）は3月の金融政策決定会合で政策金利を据え置くことを決定しましたが、中東情勢の激化を受けてインフレ懸念が再燃するなか、ECBは明確にタカ派（景気に対して強気）的な方向へと移行しています。ECB総裁は、経済成長見通しが悪化する一方でインフレリスクが高まるスタグフレーション的な環境を認め、金融引き締めの可能性を示しました。複数のECB高官は、エネルギー価格の上昇が賃金や広範なインフレ期待に波及し始めれば、早期の利上げが決定される可能性があることを示唆する発言をしています。ECBは、過度な反応には慎重であるべきとしつつも、インフレの二次的波及効果の存在が確認されれば、適切に対応する用意があると表明しています。市場では、2026年に利上げが実施されることが予想されています。インフレ指標もECBの姿勢の変化を裏付ける内容となっています。3月のユーロ圏の総合消費者物価指数（HICP）の上昇率（速報値）は、エネルギー価格の急騰に牽引されて前年同月比2.5%となり、前月から加速しましたが、市場予想を小幅に下回っています。総じて、3月はユーロ圏の金融政策にとって明確な転換点となりました。中東情勢の緊迫化はユーロ圏の見通しを根本的に変え、ECBをインフレ抑制に対する自信から再び警戒姿勢へと押し戻すとともに、市場に金融引き締めの道筋の再評価を迫りました。

英国では、マクロ経済環境は引き続き制約が多く脆弱な状態にあり、弱い成長と粘着性を強めるインフレが同時進行しています。家計のバランスシートの逼迫や引き締めの財政姿勢、国内エネルギー供給による価格上昇の吸収余地が限定されていることなどを踏まえると、エネルギー価格の上昇は英国にとって相対的に大きなリスクとなっています。購買担当者景気指数（PMI）や個人消費は、エネルギー主導の信頼感の低下に対して特に影響を受けやすく、英国経済の成長の勢いは引き続き弱含んでいます。原油価格が高値で取引されているなか、英国の総合消費者物価指数（CPI）の上昇率が今後数ヶ月にわたり一段と上振れする可能性が高いことから、デysinフレのシナリオは一段と複雑化しています。労働市場の冷え込みは緩やかなものにとどまっており、サービスインフレに対する下押し圧力は当面限定的なものにとどまっています。その結果、イングランド銀行（BOE）は極めて狭い範囲内の政策対応を迫られています。時期尚早な金融緩和は政策の信頼性を損なうリスクがある一方、追加的な金融引き締めは既に弱い成長をさらに悪化させるリスクがあります。米国連邦準備制度理事会（FRB）とは異なり、BOEには一時的なインフレの上振れを看過する余地がほとんどないことから、英国の金利市場や国債市場はインフレの予想外の動きに極めて敏感に反応しています。BOEは3月の金融政策決定会合で、全会一致で政策金利を3.75%に据え置くことを決定しました。

オーストラリアでは、オーストラリア準備銀行（RBA）が3月の金融政策決定会合で2会合連続となる0.25%の利上げを決定し、政策金利を4.10%に引き上げました。今回の決定は、5名が賛成、4名が反対を主張する僅差での決定となりました。RBAは、「国内のインフレ圧力が根強く続くなかで、中東情勢を受けたエネルギー価格の急騰が重なっている」と指摘しています。RBA総裁は今回の利上げについて、将来の深刻な景気後退を回避するための予防的措置であると説明する一方、景気後退の可能性は排除できないとの認識を示しました。オーストラリアでは、インフレが引き続き高止まりしており、RBAが重視する2月の消費者物価指数（CPI）トリム平均値の上昇率は前年同月比3.3%と前月から横ばいとなり、RBAの目標範囲である2~3%の上限を依然として上回っています。RBAは、中東情勢の緊迫化によりインフレ期待が定着するリスクがあり、さらなる金融引き締めの可能性が高まっていると警告しています。こうしたRBAの変化を受けて、市場では2026年末までに複数回の追加利上げが実施されることが予想されています。金利の上昇が経済活動の下押し要因となり、失業率は上昇すると見込まれています。同国政府は、ガソリンと軽油の燃料税の一時的な半減措置を発表しています。これにより短期的には総合CPIの上昇率が押し下げられる一方、物価上昇圧力が高止まりする状況下で需要が下支えされることが見込まれます。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を高めることを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

世界のサイフ

運用コメント

※運用方針等は作成基準日現在のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

ニュージーランドでは、中東情勢の激化により重大なエネルギーショックが引き起こされたことを受けて、マクロ経済環境は大きく悪化しました。市場では、内需の冷え込みや物価上昇圧力の高まりを理由に、経済成長見通しを下方修正しています。2025年第4四半期のGDP成長率は前期比0.2%増にとどまりました。外国人観光客の回復による押し上げ効果があったものの、経済全体の低迷を補うには不十分であったことが、その背景にあります。同時にインフレリスクも強まっています。インフレ率は2026年の大半にわたりニュージーランド準備銀行（RBNZ）の目標範囲を上回って推移すると見込まれており、経済活動が低迷するなかでもインフレの二次的波及効果に対する懸念が高まっています。労働市場も悪化しており、失業率の上昇が予想されています。こうした状況を踏まえて、RBNZ総裁は、原油価格の上昇に起因する一時的なインフレ率の上昇については当面「容認する」姿勢をとる考えを示しましたが、燃料価格の上昇が中期的なインフレ期待に波及する場合には適切に対応する方針であると表明しています。市場では、経済成長の悪化を踏まえ、慎重な金融政策の維持が必要であるとの見方が引き続き優勢となっています。また、RBNZは、不確実性が高まるなかで透明性を向上させるための方針を発表しています。

ノルウェーでは、ノルウェー銀行（中央銀行）がタカ派（景気に対して強気）的な姿勢を強めており、3月の金融政策決定会合で政策金利を4.00%に据え置くことを決定したものの、今後数回の会合のいずれかで利上げを決定する可能性が高いことを示唆しました。ノルウェー銀行による最新の見通しでは、2026年末までに政策金利が4.25～4.50%に引き上げられると見込まれており、複数回の利下げが想定されていた従来のフォワードガイダンスから明確な方向転換となっています。こうした変化は、今回の会合で一部の政策委員が即時利上げを主張したことでも明確に示されています。同中銀総裁は、今回タカ派的な姿勢を強めたのは、エネルギー価格の上昇だけでなく、より広範なインフレリスクを反映した結果であると強調しています。ノルウェー銀行は、インフレが長期間にわたり目標を上回る状態が続けば、インフレ期待が不安定化するリスクがあると警告し、供給要因によるショックであっても金融政策がこれを容認することはできないと強調しています。エネルギー価格の上昇が国内外のインフレ率を押し上げることになるとみられることから、金融引き締め必要性が強まっています。市場では、2026年中の利上げが予想されており、インフレ率の予想外の上振れが続くか、ノルウェークロネ安が進行する場合にはターミナルレートがさらに切り上がるリスクも意識されています。2月の基調的なインフレ率は小幅に減速しましたが、依然として同中銀の目標を上回って推移しています。しかし、ノルウェーの経済成長見通しは欧州の水準に照らしてみれば依然として相対的に底堅く、ノルウェー本土のGDP成長率は堅調な伸びが見込まれており、失業率も低水準にとどまる見通しとなっています。

カナダでは、地政学的リスクが高まるなかで、カナダ銀行（中央銀行）は慎重な姿勢を示し、3月の金融政策決定会合で政策金利を2.25%に据え置くことを決定しました。同中銀総裁は、中東情勢の悪化に伴う原油価格の上昇に起因する短期的なインフレ率上昇については「容認する」姿勢を示した一方、経済成長に対するリスクバランスは下振れ方向へシフトしていると強調しました。また、中東情勢の悪化が長期化または拡大した場合、経済に重大な影響が生じる可能性があるとの警告を発し、政策判断が極めて難しい局面にあることを示唆しています。市場では、2026年後半の利上げを織り込み始めています。足もとの経済指標では、貿易フローの低迷や労働市場の悪化など、カナダ経済の2026年の立ち上がりが弱い内容であったことが示されています。1月および2月の雇用者数は大幅に減少し、2月の失業率は6.7%まで上昇しており、景気の勢いが弱まっていることが浮き彫りになっています。一方、エネルギー価格の上昇がエネルギーセクターにおける投資や所得を下支えすると見込まれることから、一部では、カナダ経済の短期的な経済成長見通しを小幅に上方修正する動きもみられます。しかし、インフレ加速が家計の購買力を損なうことから、全体としての押し上げ効果は限定的にとどまる可能性が高いとみられます。

新興国市場では、中東情勢の激化により、潜在的な地政学的リスクが持続的なエネルギーショックへと移行しつつあることから重要な局面を迎えました。中東情勢の激化により、新興国市場を下支えしてきた良好な外部環境が不安定化しており、インフレ動向や金融政策の軌道、さらには対外資金調達環境の再評価を迫られています。原油価格が急騰し、その状態が持続したことで、新興国市場における格差が顕著に拡大しました。エネルギー輸出国は、交易条件の向上や財政収支の改善、通貨の下支えなどの恩恵を受けている一方、アジアや一部の欧州・中東・アフリカ（EMEA）地域の新興国を中心としたエネルギー輸入国は、インフレや経常収支、為替市場などの急激な悪化に直面しています。当月、多くの新興国で総合消費者物価指数（CPI）の上昇率が加速し、エネルギー価格の上昇がコア指数の項目にも波及し始めています。こうした状況を背景に、新興国の中央銀行は、利下げサイクルを停止し、長期にわたる金融引き締め政策開始の示唆、あるいは利上げへの方針転換を迫られています。また、複数の中央銀行は、為替介入の強化や市場ルールの厳格化、バランスシートを通じた政策手段の活用などを通じて自国通貨安を阻止し、輸入インフレを抑制しようとしています。中南米地域では、中央銀行ごとに対応が異なっています。メキシコの中央銀行は0.25%の利下げを決定した一方、経済成長が軟化しているにもかかわらず、インフレリスクの再燃を踏まえ、利下げサイクルが終盤に近づいているとのフォワードガイダンスを示しています。ブラジルの中央銀行は利下げを決定しましたが、ブラジルが純エネルギー輸出国であり、エネルギーショックに対する緩衝材があるにもかかわらず、エネルギーショックの持続性やインフレの二次的波及効果を巡る不確実性を強調して、慎重な姿勢を示しています。南アフリカでは、同国の中央銀行が政策金利の据え置きを決定しましたが、タカ派（景気に対して強気）的な姿勢を鮮明にして、エネルギー主導のインフレが持続する場合には、引き締めの金融政策をより長期にわたり維持する必要があると警告しています。同国政府が、燃料費高騰に対処するための一時的な措置を発表したにもかかわらず、同中銀の発言を受けて、市場は利上げを織り込み始めました。そのほかの新興国市場では、防衛的な政策対応が鮮明となっています。インドの中央銀行は、自国通貨ルピーを防衛するために十分な措置を講じています。インドネシアの中央銀行は、安定性の確保と市場機能の維持を優先しており、当面の利下げ観測は後退しています。2025年の新興国市場の堅調な推移を下支えした政策の信頼性が、インフレの上昇と経済成長の鈍化が同時に進行するスタグフレーション的な環境の下で試されています。世界的なボラティリティ（変動性）の上昇やドル高の進行、米国の金利見通しの再評価などを背景に、外部環境は厳しさを増しています。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を高めることを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

■お申込みメモ

| | |
|------------|--|
| 商品分類 | 追加型投信／海外／債券 |
| 購入単位 | 販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 信託期間 | 2031年10月10日まで(2006年12月15日設定) |
| 決算日 | 毎月12日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | 毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。 換金申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 購入・換金申込不可日 | 販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・英国証券取引所の休業日 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ロンドンの銀行休業日 ・ニューヨークの銀行休業日 |
| 換金代金 | 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。 |
| 課税関係 | 原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の差益は課税の対象となります。 ※課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 ※当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ※配当控除の適用はありません。 ※益金不算入制度は適用されません。 |

■手数料等の概要

投資者の皆様には、以下の費用をご負担いただきます。

<申込時、換金時にご負担いただく費用>

| | |
|-----------------------------------|---|
| 購入時手数料 | 購入時の基準価額に対し2.2%(税抜2%)以内 ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。 《ご参考》 (金額指定で購入する場合) 購入金額に購入時手数料を加えた合計額が指定金額(お支払いいただく金額)となるよう購入口数を計算します。例えば、100万円の金額指定で購入する場合、指定金額の100万円の中から購入時手数料(税込)をいただきますので、100万円全額が当ファンドの購入金額とはなりません。 ※上記の計算方法と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 (口数指定で購入する場合) 例えば、基準価額10,000円のとときに、購入時手数料率2.2%(税込)で、100万口ご購入いただく場合は、次のように計算します。 購入金額=(10,000円/1万口)×100万口=100万円、購入時手数料=購入金額(100万円)×2.2%(税込)=22,000円となり、購入金額に購入時手数料を加えた合計額102万2,000円をお支払いいただくこととなります。 |
| 換金手数料 | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |
| <信託財産で間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用> | |
| 運用管理費用 (信託報酬) | 純資産総額に対し年率0.96905%(税抜0.90405%)程度が実質的な信託報酬となります。 信託報酬率の内訳は、当ファンドの信託報酬率が年率0.715%(税抜0.65%)、投資対象とする外国投資信託の組入れに係る信託報酬率が年率0.25405%程度となります。 当該外国投資信託の信託報酬率は、純資産総額や為替相場によって変動します。それに伴い、実質的な信託報酬率も変動します。 |
| その他の費用・手数料 | 目論見書などの作成・交付に係る費用および監査費用などについては、 <u>ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額</u> が信託財産から支払われます。 組入る有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。 |

※投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■委託会社、その他関係法人

| | |
|------|--|
| 委託会社 | アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| 販売会社 | 販売会社については下記にお問い合わせください。 アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社 〔ホームページ〕www.amova-am.com 〔コールセンター〕0120-25-1404(午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除く。) |

■お申込みに際しての留意事項

○リスク情報

・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

・当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

○その他の留意事項

当資料は、投資者の皆様に「世界のサイフ」へのご理解を高めていただくことを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。投資信託の運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。当ファンドをお申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）などを販売会社よりお渡ししますので、内容を必ずご確認のうえ、お客様ご自身でご判断ください。

設定・運用は アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第368号
加入協会：一般社団法人資産運用業協会

投資信託説明書(交付目録見書)のご請求・お申込みは

| 金融商品取引業者等の名称 | 登録番号 | 加入協会 | | | |
|---|----------|------------------|-------------------|-------------------------|--------------------------------|
| | | 日本証券業協会 | 一般社団法人 資産運用業協会 | 一般社団法人 金融先物 取引業協会 | 一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会 |
| アイザワ証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第3283号 | ○ | ○ | ○ |
| 会津信用金庫 | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第20号 | | | |
| あかつき証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第67号 | ○ | ○ | |
| 朝日信用金庫 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第143号 | ○ | | |
| 足利小山信用金庫 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第217号 | | | |
| 株式会社足利銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第43号 | ○ | ○ | |
| あぶくま信用金庫 | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第24号 | | | |
| 尾崎信用金庫 | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第39号 | ○ | | |
| 株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社) | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第633号 | ○ | | |
| 株式会社池田泉州銀行 | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第6号 | ○ | ○ | |
| 池田泉州T T証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第370号 | ○ | | |
| 石巻信用金庫 | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第25号 | | | |
| 伊万里信用金庫 | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第18号 | | | |
| 株式会社伊予銀行 | 登録金融機関 | 四国財務局長(登金)第2号 | ○ | ○ | |
| 永和信用金庫 | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第43号 | | | |
| 株式会社SMBC信託銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第653号 | ○ | ○ | ○ |
| SMBC日興証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第2251号 | ○ | ○ | ○ |
| 株式会社SBI証券 ※右の他に一般社団法人日本STO協会にも加入 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号 | ○ | ○ | ○ |
| 株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券) (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社) | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第10号 | ○ | ○ | ○ |
| 愛媛信用金庫 | 登録金融機関 | 四国財務局長(登金)第15号 | | | |
| 遠州信用金庫 | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第28号 | | | |
| 大阪シティ信用金庫 | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第47号 | ○ | | |
| 大阪信用金庫 | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第45号 | | | |
| 岡崎信用金庫 | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第30号 | ○ | | |
| おかやま信用金庫 | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)第19号 | ○ | | |
| 沖縄県労働金庫 | 登録金融機関 | 沖縄総合事務局長(登金)第8号 | | | |
| 帯広信用金庫 | 登録金融機関 | 北海道財務局長(登金)第15号 | | | |
| 遠賀信用金庫 | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第21号 | | | |
| 株式会社香川銀行 | 登録金融機関 | 四国財務局長(登金)第7号 | ○ | | |
| 香川証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 四国財務局長(金商)第3号 | ○ | | |
| 株式会社鹿児島銀行 | 登録金融機関 | 九州財務局長(登金)第2号 | ○ | | |
| 九州労働金庫 | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第39号 | | | |
| 株式会社紀陽銀行 | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第8号 | ○ | | |
| 株式会社京都銀行 | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第10号 | ○ | ○ | |
| 京都信用金庫 | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第52号 | ○ | | |
| 京都中央信用金庫 | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第53号 | ○ | | |
| 京都北都信用金庫 | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第54号 | ○ | | |
| 株式会社きらやか銀行 | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第15号 | ○ | | |
| 桐生信用金庫 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第234号 | | | |
| 近畿労働金庫 | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第90号 | | | |
| 株式会社熊本銀行 | 登録金融機関 | 九州財務局長(登金)第6号 | ○ | | |
| 呉信用金庫 | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)第25号 | | | |
| ぐんぎん証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第2938号 | ○ | | |
| 株式会社群馬銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第46号 | ○ | ○ | |
| 株式会社京葉銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第56号 | ○ | | |
| 神戸信用金庫 | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第56号 | | | |
| コザ信用金庫 | 登録金融機関 | 沖縄総合事務局長(登金)第7号 | | | |
| 湖東信用金庫 | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第57号 | | | |
| 埼玉縣信用金庫 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第202号 | ○ | | |
| さがみ信用金庫 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第191号 | | | |
| 佐野信用金庫 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第223号 | | | |
| 株式会社滋賀銀行 | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第11号 | ○ | ○ | |
| 四国アライアンス証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 四国財務局長(金商)第21号 | ○ | | |
| 四国労働金庫 | 登録金融機関 | 四国財務局長(登金)第26号 | | | |
| 静岡県労働金庫 | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第72号 | | | |
| しずおか焼津信用金庫 | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第38号 | | | |
| 株式会社七十七銀行 | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第5号 | ○ | ○ | |
| 七十七証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 東北財務局長(金商)第37号 | ○ | | |
| 芝信用金庫 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第158号 | | | |
| 株式会社十八親和銀行 | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第3号 | ○ | | |
| スルガ銀行株式会社 | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第8号 | ○ | | |

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

| 金融商品取引業者等の名称 | 登録番号 | 加入協会 | | | |
|--------------------------------------|----------|-------------------|---------------|-----------------|--------------------|
| | | 日本証券業協会 | 一般社団法人資産運用業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
| 瀬戸信用金庫 | 登録金融機関 | 東海財務局長 (登金) 第46号 | ○ | | |
| 株式会社第四北越銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長 (登金) 第47号 | ○ | ○ | |
| 高崎信用金庫 | 登録金融機関 | 関東財務局長 (登金) 第237号 | | | |
| 但馬信用金庫 | 登録金融機関 | 近畿財務局長 (登金) 第67号 | | | |
| 玉島信用金庫 | 登録金融機関 | 中国財務局長 (登金) 第30号 | | | |
| 多摩信用金庫 | 登録金融機関 | 関東財務局長 (登金) 第169号 | ○ | | |
| 中央労働金庫 | 登録金融機関 | 関東財務局長 (登金) 第259号 | | | |
| 中国労働金庫 | 登録金融機関 | 中国財務局長 (登金) 第53号 | | | |
| 鶴岡信用金庫 | 登録金融機関 | 東北財務局長 (登金) 第41号 | | | |
| 東海東京証券株式会社 ※右の他に一般社団法人日本STO協会にも加入 | 金融商品取引業者 | 東海財務局長 (金商) 第140号 | ○ | ○ | ○ |
| 東海労働金庫 | 登録金融機関 | 東海財務局長 (登金) 第70号 | | | |
| 東京東信用金庫 | 登録金融機関 | 関東財務局長 (登金) 第179号 | ○ | | |
| 東北労働金庫 | 登録金融機関 | 東北財務局長 (登金) 第68号 | | | |
| 株式会社東和銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長 (登金) 第60号 | ○ | | |
| 株式会社鳥取銀行 | 登録金融機関 | 中国財務局長 (登金) 第3号 | ○ | | |
| 長野県労働金庫 | 登録金融機関 | 関東財務局長 (登金) 第268号 | | | |
| 奈良信用金庫 | 登録金融機関 | 近畿財務局長 (登金) 第71号 | ○ | | |
| 奈良中央信用金庫 | 登録金融機関 | 近畿財務局長 (登金) 第72号 | | | |
| 株式会社南都銀行 | 登録金融機関 | 近畿財務局長 (登金) 第15号 | ○ | | |
| 新潟県労働金庫 | 登録金融機関 | 関東財務局長 (登金) 第267号 | | | |
| 西尾信用金庫 | 登録金融機関 | 東海財務局長 (登金) 第58号 | ○ | | |
| 野村証券株式会社 ※右の他に一般社団法人日本STO協会にも加入 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長 (金商) 第142号 | ○ | ○ | ○ |
| 株式会社八十二長野銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長 (登金) 第49号 | ○ | ○ | |
| 浜松磐田信用金庫 | 登録金融機関 | 東海財務局長 (登金) 第61号 | | | |
| 株式会社百十四銀行 | 登録金融機関 | 四国財務局長 (登金) 第5号 | ○ | ○ | |
| 兵庫信用金庫 | 登録金融機関 | 近畿財務局長 (登金) 第81号 | ○ | | |
| 平塚信用金庫 | 登録金融機関 | 関東財務局長 (登金) 第196号 | | | |
| 株式会社広島銀行 | 登録金融機関 | 中国財務局長 (登金) 第5号 | ○ | ○ | |
| 広島信用金庫 | 登録金融機関 | 中国財務局長 (登金) 第44号 | ○ | | |
| 福井信用金庫 | 登録金融機関 | 北陸財務局長 (登金) 第32号 | | | |
| 株式会社福岡銀行 | 登録金融機関 | 福岡財務支局長 (登金) 第7号 | ○ | ○ | |
| 福岡ひびき信用金庫 | 登録金融機関 | 福岡財務支局長 (登金) 第24号 | ○ | | |
| 福島信用金庫 | 登録金融機関 | 東北財務局長 (登金) 第50号 | | | |
| P a y P a y 銀行株式会社 | 登録金融機関 | 関東財務局長 (登金) 第624号 | ○ | ○ | |
| 株式会社豊和銀行 | 登録金融機関 | 九州財務局長 (登金) 第7号 | ○ | | |
| 北陸労働金庫 | 登録金融機関 | 北陸財務局長 (登金) 第36号 | | | |
| 株式会社北海道銀行 | 登録金融機関 | 北海道財務局長 (登金) 第1号 | ○ | ○ | |
| 北海道信用金庫 | 登録金融機関 | 北海道財務局長 (登金) 第19号 | | | |
| 北海道労働金庫 | 登録金融機関 | 北海道財務局長 (登金) 第38号 | | | |
| 株式会社北國銀行 | 登録金融機関 | 北陸財務局長 (登金) 第5号 | ○ | ○ | |
| 松井証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長 (金商) 第164号 | ○ | ○ | |
| マネックス証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長 (金商) 第165号 | ○ | ○ | ○ |
| みずほ証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長 (金商) 第94号 | ○ | ○ | ○ |
| 三菱UFJ e スマート証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長 (金商) 第61号 | ○ | ○ | ○ |
| 株式会社みなと銀行 | 登録金融機関 | 近畿財務局長 (登金) 第22号 | ○ | ○ | |
| 宮城第一信用金庫 | 登録金融機関 | 東北財務局長 (登金) 第52号 | | | |
| 株式会社武蔵野銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長 (登金) 第38号 | ○ | | |
| 杜の都信用金庫 | 登録金融機関 | 東北財務局長 (登金) 第39号 | | | |
| 大和信用金庫 | 登録金融機関 | 近畿財務局長 (登金) 第88号 | ○ | | |
| 株式会社横浜銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長 (登金) 第36号 | ○ | ○ | |
| 楽天証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長 (金商) 第195号 | ○ | ○ | ○ |

※上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。
 ※販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

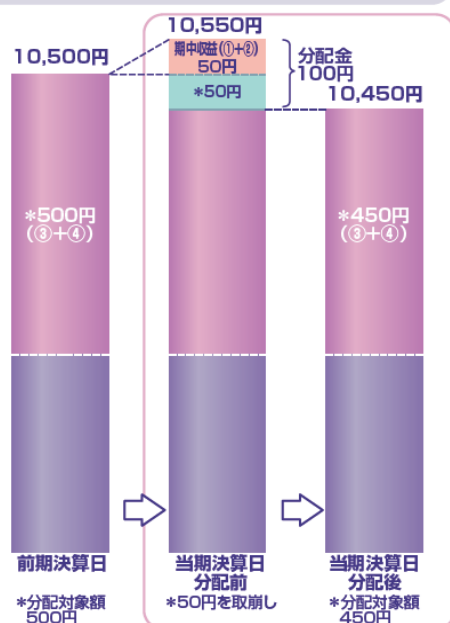
投資信託で分配金が支払われるイメージ



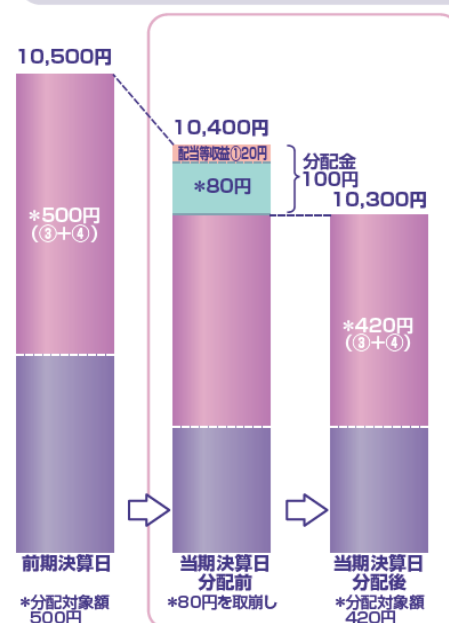
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



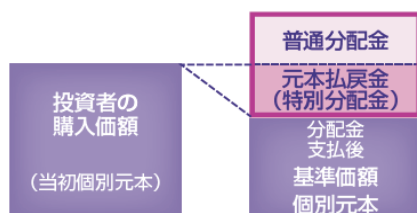
前期決算から基準価額が下落した場合



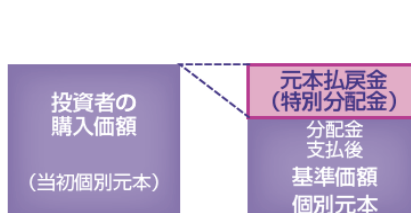
(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
 ※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

- ・普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- ・元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、(特別分配金) 元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。